

まん延防止等重点措置区域用

(店舗所在地が横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)

この申請書は、まん延防止等重点措置区域で、令和元年又は令和2年の6月及び7月の1日当たりの売上が7.5万円以下（協力金の額が1日当たり3万円の下限額）の店舗の場合専用で、大企業は使用できません。

上記以外の店舗は、電子申請を御利用いただくか、申請書を神奈川県ホームページからダウンロードして、申請してください。詳細はA-4ページをご覧ください。

様式1（第5条関係 郵送用）

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第12弾）交付申請書

令和 3 年 月 日

神奈川県知事 殿

神奈川県からの営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第12弾）を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方				
本店所在地	〒	—	都・道 府・県	市・区 町・村
法人名				
代表者職名				
代表者氏名				
法人番号				

個人事業主の方				
自宅住所	〒	—	都・道 府・県	市・区 町・村
フリガナ				
氏名				
生年月日	西暦	年	月	日



日中連絡先

日中連絡が 取れる方	フリガナ		電話番号	
	氏名			

2 申請金額

時間短縮営業等を実施した神奈川県内の 全店舗数	店舗
	※ 申請事業者の時間短縮営業等を実施した店舗を全て記入してください。全店舗の提出書類が揃った後に記入してください。
交付申請額	万円
	※ 各店舗における「4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「当該店舗の交付申請額」の合計額を記入してください。 また、千円の単位がある場合には小数点を用いて記入してください。 (例：47万5千円の場合は47.5万円)

3 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード					
支店名	本店 支店	支店コード					
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)					
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの						

※ 口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記入した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。



4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報

<まん延防止等重点措置区域用>

(店舗所在地が横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)

【 店舗目 】

2店舗以上申請する場合は、必ず店舗分の枚数をコピーしてから記入してください。

店舗名称		
営業許可年月日	平成・令和 ____年__月__日 ※飲食店又は喫茶店営業許可証の許可年月日を記入してください。	
営業許可の有効期限	平成・令和 ____年__月__日 ※飲食店又は喫茶店営業許可証の「許可の有効期間」の末日を記入してください。	
営業許可番号	[横浜市] 横浜市____指令第____号 [川崎市] 川崎市指令____第____号 [上記以外] 第____-____-____号	
店舗所在地	〒____-____ 神奈川県_____	
要請期間中の酒類提供の有無	<input type="checkbox"/>	酒類を提供した
	<input type="checkbox"/>	酒類を提供しなかった



(前ページからのつづき)

【 店舗目 】

時間短縮営業等 実施期間	令和3年__月__日 から 令和3年7月11日まで (__ 日間) ※ 時間短縮営業等の開始日 (6月21日以降) を記入してください。
取組内容	<p>通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から20時(酒類の提供は、11時から19時)に短縮又は休業しました。</p> <p>酒類提供は、下記の要件を満たして提供時間を11時から19時に短縮又は酒類提供を終日停止しました。</p> <p>(1) 客の滞在時間は90分以内に制限・管理 (2) 入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る (3) 感染防止対策基本4項目の遵守</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、又は利用者の適切な距離の確保 2. 手指の消毒設備の設置 3. 入店者へのマスク飲食の周知、及び正当な理由なくマスク飲食等の感染防止対策措置を講じない者の入店の禁止 4. 施設の換気 <p>((1)及び(2)は、酒類を提供するグループ(単独客でも1グループとみなす)に限る)</p>
当該店舗の 交付申請額	_____万円 = (3 万円/日 × _____ 日間) (最大63万円)

この用紙は、まん延防止等重点措置区域専用(店舗所在地が横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)で、大企業は使用できません。

上記以外の店舗の申請については、以下の神奈川県ホームページより、該当する用紙をダウンロードしていただくか、電子申請を御利用ください。

神奈川 協力金 第12弾 検索



【1日当たりの協力金交付額】太枠の協力金を申請される方のみ、この用紙を使用できます。

	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)の1日当たりの売上高(※)		
【売上高方式】 大企業は選択不可	7.5万円以下(下限額)	7.5万円超~25万円以下	25万円超
	3万円	上記売上高×0.4	10万円
【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年の時短要請月(6月、7月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円)		

(※) 1日当たりの売上高: 6月、7月の売上高÷61日です。



5 誓約事項

私は、神奈川県の実業時間短縮の要請に基づき「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第12弾）」の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- (1) 申請書に記入した内容に相違ありません。記入内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。また、これにより県から協力金と同額の違約金の支払いを求められた場合は、これに応じます。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業しています。
- (3) 本協力金を重複して申請していません。
- (4) 本協力金に係る時間短縮営業等実施期間内に、営業停止等の行政処分を受けていません。
- (5) 申請書に記入した売上高及び売上高減少額等を証する書類を5年間保存します。
- (6) 神奈川県から報告や証拠書類の提出を求められた場合はこれに応じるとともに、必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
- (7) 申請した全ての店舗において、「マスク飲食」の推奨を行い、店先や店内に貼り紙等の案内を掲示しました。
- (8) 飲食を主たる業とする店舗において、カラオケ設備を提供していた場合には、令和3年6月21日（月）から7月11日（日）までの間、終日停止しました。
- (9) 申請書及び提出書類の記入内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、今後県が実施するその他の協力金交付業務並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく業務のために使用すること及び税務情報として使用することに同意します。
- (10) 申請書及び提出書類の記入内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、国や自治体など他の行政機関等（以下、「行政機関等」という。）が、給付金又は協力金等の交付要件や交付額の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、行政機関等に提供することに同意します。
- (11) 本協力金の交付を受けた店舗名（屋号）及び店舗所在地を神奈川県ホームページに公表する場合がありますことに同意します。
- (12) 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本(12)において「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
- (13) 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請書に記入した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、協力金の受領後であっても応じます。



6 提出書類チェック表

以下の書類がそろっているか確認の上、 にチェック (✓) を入れ、**申請書とともに提出**してください。

郵送申請受付期間：令和3年8月11日(水)から令和3年10月15日(金)(当日消印有効)

※申請受付期間終了後の受付はできません。

これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、すべての書類の提出が必要です。

① 申請事業者として提出する書類

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)交付申請書(様式1)
- 本人確認書面の写し(*個人事業主の場合のみ)
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カードのコピー など
※ マイナンバーはマスキング(黒塗り)してください。
- 「口座振込依頼」に記入した振込先の通帳等の写し
※ 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分
- 提出書類チェック表(本紙)

② 店舗ごとに必要な提出書類

- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し ※ 申請者名義の許可証の写し
- 対象店舗において「時短営業の案内」※₁及び「通常の営業時間」※₂を掲示したことがわかるもの
※₁ 「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間(酒類の提供時間等含む)又は休業していること」及び「店舗名」を一般に広く公開している案内を店先や店内に掲示したことがわかる写真
※₂ 「時短営業の案内」に通常の営業時間の記入がなければ、通常の営業時間がわかる写真等(看板やメニューの写真、店舗のホームページの画面を印刷したもの)を追加してください。
- 県の「マスク飲食実施店認証書」、「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」を掲示したことがわかる写真等 ※ 全期間休業する場合は不要です。

③ 酒類提供の要件に係る確認書類(酒類を提供する店舗のみ)

- 「客の滞在時間は90分以内」、「入店人数は1グループ当たり4人以内、又は同居家族に限る」ことを掲示した写真
- 県の「マスク飲食実施店認証書」、感染防止対策基本4項目を含む「感染防止対策取組書」、又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」に加えて感染防止対策基本4項目を遵守していることがわかるもののいずれかを掲示した写真
- 「感染防止対策項目チェックリスト」の写し

◆神奈川県協力金(第12弾)申請書送付先

〒550-8798

大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第12弾)事務局 宛

※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

◆神奈川県協力金(第12弾)コールセンター

・まん延防止等重点措置区域 ☎ 045-522-2431

・その他区域 ☎ 045-330-4892

<受付時間> 月 ~ 金(祝日除く) 9時 ~ 17時

県では、アクリル板等の無償貸出をしています。下記の神奈川県ウェブサイトをご覧ください。

URL : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyou_kashidashi.html



KN1306